

滝川市ボランティア連絡協議会会則

(目 的)

第1条 本連絡協議会は、各団体のもつ固有の活動を尊重しながら会員相互の連絡、協調を図り交流を深め、自主的な活動を通じて、地域住民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、滝川市ボランティア連絡協議会（以下「連絡協議会」という）と称する。

(会 員)

第3条 連絡協議会連絡協議会の会員は次のとおりとする。

- (1)団体会員 連絡協議会に加盟する団体
- (2)個人会員 連絡協議会に加盟する個人
- (3)賛助会員 第1条の目的に賛同する団体及び個人

(会費)

第4条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は、年額とし、次の区分による。

- (1)団体会員 2, 0 0 0円
- (2)個人会員 1, 0 0 0円
- (3)賛助会員 1口 2, 0 0 0円

(事務局)

第5条 連絡協議会の事務局は、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会内に置く。

- 2 事務局員は会長が任命する。
- 3 事務局員のうち1名を事務局長とし連絡協議会の出納責任者とする。

(事 業)

第6条 連絡協議会は、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) ボランティア活動に関する情報交換及び連絡調整
- (2) ボランティア活動に関する研修
- (3) ボランティア活動の需要と供給の調査等の協力
- (4) ボランティア活動の普及及びPR活動
- (5) ボランティア活動相互の親睦、交流
- (6) その他、目的達成に必要な事業

(役 員)

第7条 連絡協議会に役員を置き、会員の互選とする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員任期)

第8条 役員の任期は2年とし再任は妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第9条 連絡協議会の役員の任務は次のとおりとする。

2 会長は連絡協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。

4 理事は連絡協議会の運営及び事業の推進にあたる。

5 監事は連絡協議会の業務を監査し、総会において報告する。

(会議の招集)

第10条 連絡協議会の会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は総会及び役員会とする。

3 総会の出席数と範囲は次のとおりとする。

(1) 団体会員については、団体の構成員30名に1名とし端数16名以上は1名を加える。
ただし団体の構成員が30名未満のときは1名とする。

(2) 個人会員については会員30名に1名とし端数16名以上は1名を加える。ただし個人会員が30名未満のときは1名とする。

4 総会は原則として年1回開催し、次のことを決める。

(1) 会則の改正

(2) 事業計画並びに収入支出決算

(3) 役員選出

(4) その他活動に必要な事項

5 役員会は必要の都度これを開催する

(会計)

第11条 連絡協議会の経費は会費、補助金、寄付金、その他収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 連絡協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第13条 この会則に定めのあるもののほか必要な事項は役員会に諮り、会長が定める。

附則 この会則は、平成 5年11月6日から施行する。

この会則は、平成18年4月26日から施行する。

この会則は、平成19年4月26日から施行する。

この会則は、平成26年4月24日から施行する。